

与野まちづくり事務所における市有地売却に係る  
相手方との返還協議について

1 協議の経過

令和6年5月20日から8月6日までに、相手方と合計8回に渡る返還協議の結果、返還に向けた合意を確認したものの。

2 確認内容

土地の返還について、以下の内容で今後手続きを進めることを双方で確認した。

①さいたま市

土地売却代金を返還し、あわせて和解金（損害賠償金）を支払う。  
和解金は、登録免許税、印紙代、法定利息相当分とする。

②相手方

抹消登記に必要な書類を市に提出する。

③その他

①、②の内容ほか、互いに債権債務のないこと。

3 今後の予定

返還に係る補正予算の承認後に、合意書・和解書の締結、抹消登記の申請、土地売却代金返還及び和解金の支払いを行う。